





諜報研究会第 60 回報告 早稲田大学政治経済学学術院 3 号館 7 0 9 教室

「社会心理学者南博の 1952 年の中国訪問」

山本武利

概要：

「一橋大学助教授だった南博は国家公務員法違反で軽罪とはいえ戒告に処せられた。GHQ のプレスコード規制を巧みに潜り抜けた彼ではあったが、国禁指定の北京に許可なく入国し、国際平和会議で演説したとの批判が外務、文部省から寄せられた。朝鮮戦争後もアメリカの威光が日本政府を通して知識人の行動を強くしばっていた事例である。

この事件は南博研究で長く空白であった。報告者は経緯を示す評議会資料の公開を

一橋大学に請求して入手した。これらの膨大な資料とその分析結果を、このたび発行された同大学 150 周年史準備室『Newsletter』10 号の「南博の中国訪問」という論文で公開・分析した。なお 20 世紀メディア研究所『Intelligence』24 号に収録した「南博の率いた社会心理研究所の軌跡」にもこの件について付言している。」

Newsletter No.10

南博の中国訪問

山本武利

南博の一橋大学を中心とした履歴

1941年コーネル大学に留学

1943年5月 ドクター・オブ・フィロソフィ（コーネル大学）

1947年4月帰国、同年3月日本女子大学教授就任、同年8月一橋大学講師、

1949年専任講師

1949年12月

『社会心理学—社会行動の基礎理論』光文社（毎日出版文化賞）

1950年助教授

社会心理研究所 同時期に一橋大学、日本女子大などでの卒業生で発足

1952年9月～11月 中国訪問

1953年2月 一橋大学評議会戒告処分

1955年 日本社会心理学会設立の動き
1956年 『照魔鏡』、『不安の芽』刊行
1957年 『体系社会心理学』光文社
1958年 教授。この頃から社会行動学を提唱
1963年 社会学部に社会心理学講座
1965年 日本社会心理学会理事長
1966年 一橋大学評議員（1969年6月まで）
1974年 国際心理学会連合評議員
1978年 一橋大学名誉教授、成城大学教授
(一橋大学学園史刊委員会編刊『一橋大学学問史』1986年、839-852頁)

伝統芸術の会メンバーの歓送会

当時、有名役者や学者でも出国は容易でなかった。南主宰の伝統芸術の研究会のメンバーが彼の訪欧の歓送会を開いた。会報11号（1952年10月1日号）には「南博先生壮行の夕、7月30日」の記事が出ている。

伝統芸術の会成立以来の功労者南先生が八月六日から約二ヶ月余にわたって、パリで開かれる国際心理学会出席をかねて渡欧をされることになったので、会では七月三十日夕方より東大YMCAで壮行会を催した。この日は歌舞伎、能狂言、新劇の専門家をはじめ、歴史、文学、演劇の研究者五十余名が参加され、和やかに会食をしながら、見て来て欲しいもの、調べて来ていただきたいもの・・・など山のような注文を先生に託して、楽しい一夕を過ぎた（中略）各自の自己紹介を行い、南先生の壮行を祝して乾杯し、かくし芸の公開に移った。山本安英先生の三味線、又五郎氏の小唄、近藤先生の大薩摩、藤田経世、川崎庸之、河竹登志夫先生や東恵美子さんの独唱など夜の更けるのも忘れて楽しい一夕を過ぎた。なお南先生は八月六日空路渡欧され、パリ、ロンドン、ローマ、ベルリンを廻わって、十月中旬に帰国される予定。

南の歓送会の東大YMCAは10数年来木下順二が宿泊している場所で、この日も彼の紹介で歓送会が設定されたと思われる。木下は南と馬術の同好の仲間で、話題が共通していた。木下と舞踏の会を運営する山本安英の名がこの余興に出ている。両者とも初期からの研究会の熱心な参加者であった。また晩年、南と結婚する俳優座の東恵美子の名も見える。なおこの頁に南がパリ、ロンドンから藤田悠紀子へ寄せたはがきが所収されており、そのはがきは南が仏英に滞在したアリバイとなっている。パリの日本大使館は行きやすい場所にあるとも記されていて、北京への旅程変更の変更が容易だったにもかかわらず、その申請を怠っていたことを示唆している。

意気盛んな大陸支配の中国共産党

中国は2年余の朝鮮戦争で中国人民解放軍がアメリカや国連軍とほぼ対等に戦い、休

戦に追い込んだ点で国際的な評価を高めた。その自信が中国のヘゲモニーによるアジアの平和攻勢を行う原動力となった。

平和会議での毛沢東、朱徳、周恩来、宋慶齡ら（写真1）



写真1 訂正 宗慶齡→宋慶齡

1952年10月の11日間の北京平和会議では37か国、427人の各国代表を集めた（写真2）。



写真2 満員の平和会議

朝鮮問題とならび日本問題が焦点となった。とくに日本の米軍基地化、再武装化が極東の平和の危機材料とみなされたため、日本代表の多数参加の工作がなされた。中国はソ連と連携し、米・連合国に対峙するねらいをいっていた（朝日 52 年 10 月 14 日解説）。

細菌戦批判も平和会議宣伝と並行して展開された。2, 3 月にソ連、北朝鮮、中国の外相が提携したかのように仕掛けたキャンペーンは米国や国連軍関係者の猛反発を招き、北側のいう朝鮮の細菌爆弾投下地点の実地公開調査の宣言となった。細菌戦の失敗を隠蔽するための宣伝であるとの両陣営の応酬が世界的規模でなされた。さらに国民政府の国連代表が「中共は満州でソ連、中共の軍専門家と協力、捕虜の日本人科学者に細菌戦実験をやらせている。この情報は鴨緑江地域から逃げてきた元中共黨員から得た」といった日本人関与の逆宣伝まで流された（朝日、7 月 3 日夕刊）。7 3 1 問題はこの時点でグロムイコ発言が契機となっただけに、日本からアメリカへの細菌情報移転はソ連側に把握されていたことが分かる。細菌戦の有効性、7 3 1 の利用価値を 1952 年時点でソ・中が認識し、長期プロパガンダに活用していたわけだ。

52 年春から翌年にかけて北京平和会議と細菌戦のキャンペーンが連動して間断なく日本の新聞、ラジオを賑わせ続けた。それぞれの記事は短かったが、戦術、戦略ともに巧妙だったので、知識人読者の脳裏に刷り込まれた。その発信源が中国であったことが、その時代の国勢を象徴していた。中国の首都北京のメディアとくに北京放送がプロパガンダ・ニュースを継続的に流した。中国語を理解できない日本人はラジオプレスが傍受・翻訳する新聞・ラジオニュースを摂取していた。その情報宣伝スタイルは欧米諸国にも同様に見られた。

「日本政府は頑として旅券を出さず、九月十九日には、外務省に座りこんだ代表にたいし

て、暴力団が殴りこみ、外務省の廊下に血が流されるという事件まで起きた一〇月二日、北京で開幕したアジア・太平洋地域平和会議には、四〇カ国から三九八人が参加した。日本政府は、北京行きの旅券は一人も許可しなかったはずなのに、日本代表として、南博一橋大教授、桜井英雄巴商事代表など、一四人が参加した。それは、ヨーロッパ廻りではいたり、さまざまな苦勞をしてやってきた人ばかりだった」。(日本中国友好協会全国本部編『日中友好運動史』1975, 57-8頁) (実際は代表30名18日夜から外務省座り込み。19日午後1時半ころ、「殉国青年団愛国青年有志」の腕章をつけた約30名おしかける騒ぎ」で流血なし、朝日52・9・20朝刊)。

外務省は生命財産への危険大として、北京への渡航不許可の方針を新聞を通じて発表した(朝日9月6日)。ところが日本共産党系の主力代表団は国禁を無視して、オランダ船マラッカ号(?)で往復渡航したようである(朝日52・11・5)。中村翫右衛門のように警察の逮捕を避けて密入国した者も参加した。彼らの旅券(パスポート)なしの渡航も北京会議の報道メディアの関心事に入っていた。

平和会議の様子は各紙に大きく報道された。以下は中でも丹念に報じたのは『読売新聞』であった。主な会議の経過の日付、見出しは以下の通りである。

- | | | | |
|--------------|------------|----------------|-----------|
| 1952・9・29 | 翫右衛門ら北京入り? | 中国總工会長から7名到着の報 | 朝刊 社会 3面 |
| 1952. 10. 3 | 北京平和会議開く | | 朝刊 アジア 2面 |
| 1952. 10. 11 | 南、中村両氏発言 | 北京平和会議 | 夕刊 国際 1面 |
| 1952. 11. 19 | 南博氏ゆうべ帰る | “平和への確信深む” | |
| | 警視庁、南氏を取調べ | | 朝刊 国際 7面 |
| 1952. 11. 21 | 文部省、処分を要望 | 南助教授問題、学内に両論 | |
| | | | 朝刊 教育 7面 |
| 1953. 3. 29 | 南博著「中国」 | 鳥居キミ | 朝刊 学術 6面 |
| 1953. 4. 2 | 中共教育の実態 | 帰国者に聞く | 朝刊 アジア 8面 |
| 1953. 4. 13 | 集団精神の涵養に重点 | ・南博 | 朝刊 アジア 8面 |
| 1956・1・23 | 中共代表の入国拒否 | | 夕刊 行政 1面 |

**1952年9月～1953年2月 日本代表38歳助教授にきりきり舞いの半年で13回
緊急開催評議会**

政府と学長との攻防

北京訪問阻止のために旅券発行を止めていた文部省高官の目に飛び込んできた目障りは、一橋大学助教授の南博である。彼は実名入りで日本代表として天安門の会議場に現れた(写真3)。



写真3 演壇での南博 一橋新聞1952・10・20



会議で発表中の南博

『南博セレクション1』 414頁

そして声高に細菌戦を糾弾するメッセージを声高に発表した。

アメリカ帝国主義者がいかにその追従者の科学と技術をアジアにおける侵略の道具に使っているかについてのべると共に、アメリカ帝国主義者の朝鮮における凶悪な犯罪に忠実に奉仕している日本の細菌学者に言及し「彼らはアメリカと日本の帝国主義者に奉

仕し、結局二重の凶悪な犯罪を犯している」と非難した（読売52・10・11夕刊）
これは完全な中国路線に沿った言動である。

南のパリなどヨーロッパへの往復旅費はユネスコ持ちで、北京滞在費は中国負担であった。ともかくアジア平和会議の日本代表として演説を行ったことが日本の論壇で注目され、政府を刺激した。

もっとも驚いたのは、東京でも北多摩郡国立町という小都市のキャンパスに陣取る一橋大学の指導者たちである。中労委委員長の凄腕に名を轟かせていた中山学長は先月急逝した経済学部有力教授杉本栄一の善後処理の件で心がふさがった状況であった。前日の10月5日の兼松講堂で大学葬がおこなわれた。そこに南問題が浮上した。学長が南の名前を知っていたかどうかは分からない。急遽幹部連中を集めて情報収集と対策にあたった。（以下評議会開催の年月日には資料照合のため黒の連番を付した）

南助教授の北京平和会議出席の件

「南助教授の北京入りの件につき去る四日文部省人事課長から電話があり「国が禁止している区域に許可なくして立ち入ったことについて大学はどう考へるか。国家公務員法第八十二条第一号又は第二号に該当する様に思う」との早急な処分の要請であった」①。

注・国家公務員法

第82条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律又は人事院規則に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

第98条① 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

この時点では南助教授の北京入りの件については未だ大学側では確認はされていない。事実を確認した上でなければ取り上げられないと思っていたが、文部省からの照会もあり、考えなければならなくなった。本人を呼んで事情を聴取必要があると思うので、電報を打って本人を呼び寄せることにする。文部省へは以上の措置を慎重に審議する旨を答える。なおこの問題については外部に洩れないようお願いしたいと学長は念を押す。

国家公務員法82条は公務員の解雇、減給、戒告などの処罰を定めている。南の消息を学校側は捉えていない。留守家族に聞いても北京滞在を初めて知ったとのこと。海外電報で本人呼び寄せの手配をする。学長はなによりも機密漏洩の備えを評議員に注意勧告。そして文部省への情報提供を事務局に指示。ぬかりない。

次は南の所属する社会学部長上原専禄の発言である。

上原談話 南君が北京へ行ったということは、日本の文化人の意志を正確に伝えてくれるものと大変けっこうな話だと思っている。われわれは中国をあまりにも知らなすぎるし、また日本国民の中国への意志と政府の考え方とは大きな差異があるという事を伝えてほしい。南君のすばらしいおみやげを期待している 一橋新聞52・9・30

学内ではとくに社会学部では上原教授を中心に南声援の声が高い。学部メンバー全員の辞職との情報が学内新聞から流れる。まもなく家族からの連絡に本人から「北京を去る」との返事があったという。

○ 学長への政府からの再三のプレッシャー

「学長は外務、文部省の意向が相当強いものと考えている。本学としての措置は本人の帰国をもって調査のうえ慎重に考えたい」と評議会で報告した。(2)

(イ) この問題に対する政府当局の反響(6)

(ロ)

(一) 過日の大学長会議の席上と、「海外派遣をもっとたくさんやれ」と云う要望に答えて文社が某大学教授の例をとりあげ、こう云うことをされては、海外派遣も無暗みにやる訳には行かない旨の発言を行った。

やる訳にはいかない旨の発言を行った。

(二) 外務省では公用旅券を今後この様な海外旅行には出せないようになると云っている。

(ハ) この問題に対する措置

国家公務員法違反の証もあり、この問題を不問に付する訳にはいかない

だが南は相変わらずノー天気で、会議を巧みに抜けて北京調査に飛び跳ねている。国立のキャンパスなど気にしていないようだ。さらなる騒ぎを起こしかねない。行きすぎると政府の反発は一層強まる、早く帰国させてお灸をすえる必要があると学長は憂慮しだした。

前回評議会の決定に基き、南宛に招電を打った。それに対し、帰国理由の照会があったので、帰国を要請する理由を航空便で申し送った。最近香港経由で帰りたいので身分証明をして貰いたい旨の電報があり、外務省へ問合せたところ英国大使館に手続きを取る必要があるので「学校は南助教授の帰国を求めている、従って帰国出来るよう便宜を計られたい」旨の文書を英国大使館に提出した。(3)

親の心配、子は知らず。南からは帰国理由を聞いてくる始末。まだ帰国を急がされる理由が分かっていないようだ。10月末、外務省を通じ英国大使館にまで大学は香港経由のビザを申請したが、反応はない。本人は香港経由を諦め、9月に北京にきたルートを引き返してソ連、欧州で1週間ほど時間を食った。ようやく11月18日、羽田に帰ってきた。そこには200名の出迎え。多数の記者も集まった。(写真4)



写真4 羽田空港での南博記者会見 11月18日 『一橋新聞』1952年11月20日

一橋大 OB 関係者、一橋学生、女子学生、平野義太郎、畑中政春ら平和会議関係者、木下順二ら伝統芸術の会の著名芸能人、友人鶴見和子など学者の前で凱旋將軍のように「すべての道は北京へ通ずる」としゃべった文句が紙面を賑わせた。

私は「すべての道は北京へ通ずる」と申しましたが、別にトンネルを掘って、ヨーロッパから北京へ侵入したわけではないので、ヨーロッパからソ連を通過して北京へ出たのです。ずっと飛んで中国へ入ったのですが。平和会議に出席する人間が通れる国と通れない国があるということが非常に私自身の経験によってもよくわかる事であります。帰りには私は北京からまたヨーロッパへもどりまして、モスクーを通過してチェコスロバキアに出て、スイスへ廻ってきたわけです。(11月19日の衆議院第2議員会館での談話の一部『中国事情』1953年1月号所収)

羽田到着の際、南を不愉快にした一つのハプニングがあった。かれは出迎え陣に顔を出す前に別室で警察に小1時間取り調べられた。それは「警視庁、南氏を取調べ」と出た(読売1952・11・19)。

大分待たせた出迎えの前で無然とした表情で会見の冒頭、「翫右衛門は知らんよ」との南の言葉も記事に出た。彼の後の証言によれば、警察は「密出国して平和会議に出席したと断定された中村翫右衛門さん達のことを「参考人」としてぼくに「お聞きしたい」からだったのです。彼らはていねいに、旅日記やノートを取り上げた。翌日、正木ひろし先生にお願い

して、一緒に警視庁に行っていただいて取り返した。先生は、でっかい声で、「こういう事はふとどきだ」と若い課長をどなりつけた。その声が、今でも耳に残っている」(『アメリカそして中国』南セレクション1、462-3頁)。

南と学長、評議会メンバーとの面会

やっと帰国したこの時、学長は「22日までに直接南君とあって事情を聴く。その結果、もし必要あれば24日の評議会にとりあげ、大学の態度を決める。現在決まっているのはそれだけだ。中山個人の感想などはいうべきではない」(一橋新聞、11月20日)と語った。

早速開かれた24日の評議会、学長やメンバーから南への質問が集中した(④)

- 1 出張期限が切れているにも拘わらずこれを無理して会議に出席したか
- 2 政府の方針として禁じる地域になぜ行ったか

○南の回答

第1の点については、出張期限を無視したのではない。平和会議は9月26日に開催の予定であったのが、集りがおくれて会議開催が延び、そのため出張期限が切れた。

第2の点については、自分は8月10日に日本を離れた。その当時、平和会議へ出席するための旅券の下附がなかなかむつかしいような話は聞いていたが、北京会議が国禁の場所とは知らなかった。

今回の措置については、評議会の決定にお委せする。自分を審査する委員会にも出席の要があれば出て説明すると答えた。

評議会では、旅券法や国家公務員法に詳しい法学部の2教授が南に面接して、詳しい事情を聞くことになった。

11月30日、大平、田上教授との如水会館での面会(⑤)

田上穰治教授の報告

この問題を要約すると

- (イ) 旅券法に違反しているかどうか
- (ロ) 平和会議に於ける言動(細菌戦の問題)がいわゆる政治的活動となるかどうか
- (イ) について

南助教授は8月1日、旅券の交付をうけ、6日出発した。旅券には西ドイツ、フランス、イタリア及び必要諸国経由とあるだけで、帰路の指定はない。他の場所へ廻るには行先の変更、追加を必要とする。これは出先機関(領事館)に手続きをとればやって貰える。南助教授はこの手続きをとっていない。この点に関して南は「自分は必要がないと思った。帰り道に寄っただけで別のところへ行った訳ではない。旅券法の細かいところは知らないが、この位のことは差支えないと思った」といっている。

質問者側の印象では、この気持は別に不自然なところはない様に思う。単なる寄り道ではなく目的地以外へ行ったとすれば、旅券法違反であるが、これは解釈の問題になる。また手続をとらなかったことは違法だが、それに対する罰則規定はない。出入国管理法は日本を出るときのことを規定しているのであり、旅券なしで出た場合の管理規定である。

(ロ) についての田上教授から南助教授への質問と応答

北京に於ける行動が国家公務員として政治的活動になるかどうかの点。南氏によれば、「北京会議の議長団に選ばれている。しかしこの議長団は相当多数人がなっており、特に重要地位ではない。日本代表資格を与えられたのも前から計画的なものでなく、9月29日畑中氏を通じ日本から北京会議に返事があり、その結果資格が与えられた」。

これは政治活動との関係問題にはあたらないか。

南の回答「細菌戦については国連軍に不利な資料が出ているのに国連側は沈黙を守り、敢えて反撃しないのは半ばその事実を認めている証拠ではないかと思ひ、朝鮮戦線で細菌戦が行われたという書類を信用した」。

「政治活動と平和運動とは異なると思う。平和運動は超党派的なものである。日本側参加者の多くは共産党で、あらゆる層から出ていなかったことは残念であった。自分は中立であるので、会議そのものにも意義があったと思う。平和運動は超党派的、一般的な文化の問題と考えている」といっている。

田上への評議員からの質問

- (1) 旅券には期限がついているのか(旅券そのものには期限はついていない)
- (2) 北京会議の費用はどこで出しているのか(中共政府が出している)
- (3) 中共に入ることで自分がいけないことか(法規上何等規定はない。なおこの点については大平教授の見解を聞いて欲しい)

中山学長の判断 (5)

この問題は大変むづかしい。早急に結論を出すことは困難の様にも思われるが、さりとて余り長びくことは種々の点で不都合が出てくる。そこで(ロ)の問題は一応とりあげないことにして(イ)の問題だけで何等かの結論を出したいが、どうだろうか、なお、このことについては出来れば、毎週評議会を開いて出来るだけ早く措置したい。

大平教授との応答 (6)

大平教授から旅券法の関係につき説明があった。南氏の言によると「旅券に書いてある必要諸国経由で北京に帰りがけに寄った。目的は中国見学と平和会議出席のためである」。ネッササリー・ルートに北京が入るかどうか

渡航先の追加変更は領事館がやる。公用の場合は主務省庁の許可書を添えて手続きをやることになっている。南氏はこの手続きを省略した。しかしこのことについては罰則はない。また、予め北京へ行くことを予想しながら、旅券には出さなかったとすれば虚偽の意志表示

になるが、南氏の言葉から判断すれば、この様なことはないと思われ、**二十二（八十二）**条の適用はない。一般旅券については、北京は禁止区域と考えられる北域となっている。南氏の出発は8月6日で、北京が禁止区域であることは決定していなかったし、本人も禁止になったことは知らない。公用旅券を持っている以上、旅券法のことにも見ておく必要がある。

南氏にはこの点不注意がある。公用旅券には禁止区域等の制限はないが、発行した主旨の通りの行動をすることを期待している（外務省）。旅券法に違反していると考えられれば、国家公務員法にふれるものと考えられる。日本代表になることについては畑中氏とは連絡しているが、その際南から学校当局には何等の連絡もない。

学長の見解 (8)

南氏今回の行動は

一 国家公務員法第98条（上司の職務上の命令に忠実の義務）

二、人事院規則5～6（服務の宣誓）

に該当する疑いがある。政治的活動にはならないと考へる。（中山）

一及び二に該当するという結論が出れば、審査説明書を本人に交付する様になるが、この原案は法学部の教授（大平教授を中心として）にお願いして作成して貰い、1月12日の評議会で討議して貰うことにする。

別紙 審査説明書 (9)

貴官は、昭和二十七年八月四日附を以て、国際心理学会出席及び英・独・仏の大学院制度の調査のため英・独・仏へ出張を命ぜられたが、八月六日東京を出発して欧州を旅行し、その出張の目的を達した後、さらに上司の許可を求めず、かつ旅券法第一八條の規定する渡航先の追加の申請手続きをとらずに、中華人民共和国に入国し、十月二日から北京市に開催されたアジア太平洋地域平和会議に出席し、このために出張期限（九月三十日）を過ぎて十一月二十三日に帰任するにいたった。

とくに大学の規律維持の不問に付することの許されないものとする。よって

本評議会は、貴官の以上の行為が人事院規則第十四の七及び国家公務員法第九八條第一項の規定に違反し、国家公務員法第八二條8（懲戒処分）の規定により処置する必要があるとしてこれを審査に附する。

1953年1月12日 一橋大学評議会

南 博 殿

南の低姿勢(10)

過日評議会で決定をみた審査理由書を交付して説明した。これに対し南氏は**非常にあっさりしている**。評議会でよろしく頼むと云うことであった。

審査決定をどうするか 次の機会にやることに決定。

評決 (10)

昭和 1953 年 2 月 9 日 (月) 午後一～三時

評議会

出席者 中山、山口、古川、井藤、赤松、山中、田中、久保、大平、
大塚、石田、都留、小原、高橋長、村松 (以上十五名)

〈欠席者 加藤、上原〉

一 南助教授の件

経過説明ののち国家公務員法第八二条に規定する処置につき、討議、免職、停職、減給、戒告の四つのうち、免職、停職は考えられないので減給か戒告かを決定することとなり、先ず、減給につき投票の結果

減給を可とするもの 七票

減給を否とするもの 八票

で減給案は否決された。

上原教授ら社会学部の減給不可支持、

都留重人教授の減給支持演説

「本評議会は、貴者の以上の行為に於て、上司の許可を求めず、かつ旅券法十八条第四項に規定する手続きをとらず出張期限を超過したことは、国家公務員法第九十八条第一項の規定に違反し、とくに大学の規律維持のうえからも不問に附することの許されないもの考える。よって国家公務員法第八十二条の規定により処置する必要があるものとしてこれを審査に附する」。

中山学長の南訪問問題の処理方

中山学長は約半年間、この南の行動に振り回された。文部省、外務省や世論の推移を慎重に見極め、穏便な収拾を図った。決議事項などの外部漏洩に配慮した。政治的行為の問題を不問にし、旅券法の問題(旅行先の変更と滞在期間延長の不申請)にすり替えた処理の仕方は老獪な決着方であった。

結局、大学に無断で訪中し、期間延長した南を国家公務員法違反で罰するという線で政府当局と妥協する姿勢を堅持した。戒告は有罪という解釈で政府筋を納得させようとしたわけである。中山学長の政治力は巨大で、この論理と戦略に政府も納得せざるを得なかったようである。体制派としては大学自治を守る無難な行動をしたことになる。

「この問題については外部に洩れないようお願いしたい」という学長の意向が評議員会などで繰り返された。

南の対応

帰国直後の学長の会見で今回の措置を評議会にお任せするといい (4) といい、「評議会でよろしく頼む」と「非常にあっさりしている」との印象を学長に与えている (11)。また田

上は面談後に「別に不自然なところはないと思う」という。また「議長団は相当多数人がな
って居り、とくに重要地位ではない」、「平和運動は超党派的なかつ一般的文化の問題」とい
う南の発言を引いている (5)。「北京行きを予想しながら、旅券にださなかったことはな
い」、「北京行きの禁止は知らなかった」といった南の発言を評議員に紹介している (6)。
彼の学内・学部内の対処法は巧みであった。

都留提案が可決されれば、社会学部の反発で学内分裂という薄氷の裁決だった。南にとっ
て減給になっても、高額所得者として生活上の困難をきたすことはなかった。それよりも名
誉上の損失は測りがたかった。

社会学部長の上原専禄や大塚金之助、石田龍次郎も支持したと思われる(投票日に上原は
欠席)。

政府には、減給案は過半数すれすれで否決されたものであり、戒告でも国家公務員法では
懲戒と明記されていて全面敗北とはうけとられなかった。南側では実質決着とは思いうもの
も **すっきり** は喜べなかったと思われる

。

学長談

- 一、この処罰について、南助教授が不服であれば再討議する用意がある。
 - 二、南助教授に通告する前にラジオ、新聞等に報道されたことについては、どこから洩
れたか分からないが、こちらの手落だった。
- 一橋新聞 1953年2月20日・28日合併号

また同紙によれば「南助教授は「意見なし」という態度をとっている」。実際、南側から
不服の意志は示されなかった。なお結論が予想されたものとなったのか、一般紙には報じら
れなかった。

不可解な都留の言動

『読売』52年11月21日は、「南助教授に属する社会学部教授会などが処分に反対、総辞
職も辞さないと言う」意見があるが、学内では一方に強硬に処分を主張するものもあり、微
妙な問題をはらんでいる。いずれにせよ、「政府側が処分を強く要望しているので、大学側
がもし不問にした場合、大学の管理権をめぐって大学側と政府側との間に対立が生まれる
おそれが十分ある」との情報を載せている。

南を理解する見解を示したのは、後の安保闘争時代に「右翼」と見られた大平善梧、田上
穰治教授(参考人)であった。筆者は大平の当時の安保賛成の講演を学生として聞いた記憶
がある。大平の言動は後に南も意外というように、上原ゼミ出身であった(『南博セレクシ
ョン7』289頁)

逆に思想の科学研究会評議員として南と同一姿勢を示すことが多かった都留重人教授は
南に厳しい態度を示した。年齢は南より2歳年長で、中山の引きで36歳教授、1949年経

済研究所所長になった。南評決の直前までインド・デリー大学で客員教授をしていた。半年ぶりに顔を出した1月19日の評議会で南への懲罰文を提案した。それは減給処分可決を求めるような強硬意見である。それが「減給か戒告か」との2者択一の議決前に回されたのは、学長の意向をくんだものとしか考えられない。結局減給を求めるような都留意見は1票差で否決。大学への旅程変更の申請手続きが不十分であっただけでは減給に該当しないと理由で戒告処分となった。

南は以前から評議会の議決にしたがうといていたので、戒告を受け入れた。ベテラン弁護士正木ひろしが南に終始穏当な言動へのアドバイスをしていたのかもしれない。南にはもともと叙勲への欲望がなかったので、「戒告」が実質無罪かどうかの論議は、彼にとって取るに足らないことでもあった。

筆者は講義やゼミで南の天皇・皇室批判はよく耳にした。公私ともに、父子ともに天皇崇拜の姿勢はなかった。それに対し、都留にとって中山らと参加した「昭和天皇への御前講義は忘れられなかった」感動の機会であった（島村高嘉「回想の中山伊知郎」46頁）。

都留が外務省からGHQ経済科学局（ESS）へ出向し、重用された後、経済安定本部で次官待遇であったのに対し、南は帰国後、「占領軍からの協力依頼を、すべて断った」（セレクション9、84頁）といている。同じ戦前のアイビーリーグ大学の博士としては好対照のGHQへの姿勢である。

私生活でも硬派、軟派の2人である。南は訪中前から学生に人気があり、気さくに恋愛問題を話題にインタビューに応じていた（51・11・20）。一橋新聞は評議会でのアンチ執行部からの漏洩情報を掲載したり、学生自治会側の南擁護の決議を大きく載せるなどして、学内での南支援の世論形成に一役買った。そして評議会決定に対し「国家公務員法違反などという理由が全くのこじつけであり、権力の圧力に対する苦しまぎれの迎合」と厳しく攻撃した論説を載せた（2月20・28日合併号）。同紙は健全な学内ジャーナリズム姿勢を南訪中問題で堅持していた。

筆者は南から北京会議の話を手直接聞いた記憶はない。しかし学内では1965年頃でも南ゼミに所属していると告げるとよく各箇所の教授からその話題が出た。たとえば筆者は当時、岡義達教授の政治学講義を親しく聴講したが、「南は中国を解雇覚悟で訪問した。彼は金持ちだったからこそそうした冒険をやれた」という見解をはっきり述べていた。同じ学内サークルで先輩だった経済研究所の石川滋教授からは、筆者が大学院進学を決めたと報告した際「中国訪問問題などで南は学内で基盤が弱いことに注意せよ」との忠告を受けた。

院ゼミではこの訪問は話題に上らなかった。しかし旅行好きで国内外をよく旅した彼も「この北京行きとその帰り。これがいちばんしんどい旅だった」とひとこと晩年触れている（『南博コレクション7』127頁）。私生活や経験を比較的フランクに語ることの多い露悪症的な南でもこの体験だけは身内でも体験は触れたくない、語りたくない傷ついたステイグマであったことはたしかである。

『中国』写真のなぞ

帰国直後の1952年11月19日 衆議院第2議員会館での歓迎会で「すべての道は北京へ通ずる」を語った（雑誌『中国事情』1953年1月号）。

私は「すべての道は北京へ通ずる」と申しましたが、別にトンネルを掘って、ヨーロッパから北京へ侵入したわけではないので、ヨーロッパからソ連を通過して北京へ出たのです。ずっと飛んで中国へ入ったのですが。平和会議に出席する人間が通れる国と通れない国があるということが非常に私自身の経験によってもよくわかる事であります。帰りには私は北京からまたヨーロッパへもどりまして、モスクーを通過してチェコスロバキアに出て、スイスへ廻ってきたわけです。

私は北京の会議に出まして、そのほか「鉄のカーテンの向う」というところをみてきたわけです。それで最初に申し上げたいことは、やはり中国でもソヴェトでもいわゆる侵略国といわれる国の人たちが、どんなに平和を願っているかということでもあります。これはただ平和を欲しているらしい、ように見えるとかいうことではなくて、事実中国、ソヴェト、チェコスロバキアなどで、いかに平和な建設が大規模に行われているかということ、これは戦争の準備、あるいは侵略ということと両立しないことでもあります。

そういう意味で私は確信をもって中国あるいはソヴェトその他のいわゆる侵略国であるといわれる国々が、決して侵略的でないということ、そしてそういう国々の民衆は本当に平和を望んでいるということ、まずお伝えしたいと思います。（以下省略）

南はこの報告だけでは舌足らずと思ったのだろう。北京の会議で報告した後の短期間を北京の街頭、観光地だけでなく大学、研究所の訪問に使って得た見聞記を本にまとめた。南は延安を訪ね、解放地の民主的な明るさを『中国の赤い星』で世界に伝えたエドガー・スノウの役割を期待され、求められたのかもしれない。毛の大陸支配の正当性を宣伝し、評価する『中国』を発行した。仕事の速さ、簡潔さで定評のある著作の多い南の作品の中でも『中国』（光文社1953年3月の発行）は朝鮮戦争直後の北京の姿を活写した秀作である。

40日の短期滞在で中国事情を心理学者として主体的、多角的に観察しようと訪問先々で質問を浴びせた。入手した資料を要約しながら、談話・印象記をまとめている。それは、彼の凱旋帰国騒動とくに一橋大学学内での処分問題・結果を意識した新著と思われるが、騒動や処分そのものには一切触れていない。

評議会の戒告処分（8票）はそのまま受け入れたが、評議会代表者との折衝のなかで減給などより強い処分をもとめた意見が7票もあったことが彼に知らされたかどうかは分からない。おそらく大学執行部への不満が根底にあって、南は『中国』の執筆を急いだと推測される。

ところがこの本は南の手に1冊も残らなかつたらしいが、晩年（2001）発行の『南博セレクション1』に収録された。筆者は幸い早稲田大学図書館、一橋大学図書館で底本を手にすることができた。すると新版には1枚の見学先の幼稚園の写真と4枚の天安門の北京

会議の写真が掲載されていてビックリした。旧版になかったこれらの写真は鮮明で、立体感がある。羽田会見の写真や北京会場の当時の写真は解像度が低い（掲載の一橋新聞の写真は商業紙よりは質が高い）。

なぜ旧版には1枚も写真が収録されていなかったのか。経費節減のためか。いや右翼や当局を刺激しないために掲載を見送ったのか。それは著者か編集者に尋ねるしかなかろう・・・ともかくこれらの現場写真はリアルに当時の雰囲気伝えてくれる。

欲しかった「洗脳」の南心理学的解明

南の北京見学が進行している1952年10月にE・ハンターは『洗脳』（法政大学出版局、1953）の「日本版への序文」を書いていた。南の『中国』はこの本と同じ年の4月に出版された。『洗脳』について』の紹介や意見を南が書いた記録は見つからない。しかし『中国』では「新しい社会・新しい人間」をつくるために、「人間改造」がなされていることを社会心理研究者として熱心に観察しているのは鋭い。

3面から続く
「いつしよもない」。新疆ウイグル自治区のウズ市郊外に住むウイグル族の男性(80)はそう言っ
て肩をすくめた。
草が生い茂った空き地は、かつてモスクがあり、礼拝に通っていたという。複数の住民の証言や衛星画像によると、付近では2、3四方の狭い範囲で、2017年9月

「中国化」の下増えたモスク破壊

18年6月の間に4カ所のモスクが姿を消している。残っているモスクは自宅から遠く離れており、礼拝に行かなくなっただけだ。

現在はバス乗り場や広場になっている別の2カ所でも、同じ時期にモスクが取り壊された。複数の住民が証言した。

見えない所ほど
オーストラリアのシンクタンク、豪戦略政策研究所(ASPI)が20年に衛星写真で分析した報告書によると、自治区で破壊されたり改造されたモスクの比率はウズムチ市が35%、カシュガル地区が46%。観光客や外国人も訪れる地域は比較的低いのに対し、ウズムチ市を含む地区は95%など、80%以上の農村地域も複数あった。

モスクが壊された時期は、習近平指導部がウイグル族への厳しい締め付けを図った時期に重なる。09年のウズムチ騒乱で漢族による抗議行

カシュガルの観光最大のモスク、イール寺院。一番高中国国旗が掲げら
11月6月30日、小早

E. ハンター 著
福田 実 訳

洗 脳

|| 中共の心理戦争を解剖する ||

法政大学出版局

「人間改造とは、このように、古い人間を新しい生活でつつみこみ、大事に時間をかけて、しだいに新しい人間につくりかえていくことです。これが理想的な人間改良の方法であると考えられているようです。」(前掲書, 328頁)

思想改造のための学習の基本内容として、第1に理論を学習する、第2に政策を学習す

る、そして第3は「整風、つまり相互批評と自我批評を實行し、国家・人民・革命の利益にそむくような思想や行動をただす（同232頁）

とくに「整風」は1942年に延安で毛沢東主導が起こしたことで全国に広がった政治運動で、多数の死者がでたことで悪名がたかい。ハンターは「整風」と「洗脳」を同義語として解釈しており、中国軍が捕虜として多数の米軍兵士を容共の思想に強制転換させたことを指摘している。徹夜の集団批判にさらされ、理性判断力を奪われた人間が批判者のロボットにされる手法は、無批判に解放後の中国に拡散した。南は幼稚園児さえも「おたがいのあいだに批判がおこるように、人間改造のための」自己批判と相互批判にみちびく教育を受けていること（同389頁）に注目している（写真5）



写真5 幼稚園の子供たち

つまり子供と時から中国では集団的な思想改造の教育が展開している改造への礼賛がなされているが、そこに潜む「洗脳」的危機への指摘が甘い。

南はセレクション1の巻末に大躍進運動、文化大革命などの歴史的変動を振り返って、「僕が訪ねた建国当初が、中国の一番明るい時代」とみている（同478頁）。その制約を知りつつ「整風」を「洗脳」と認識して欲しかった。

.....

補遺 南問題評議会議事録要録(全文)

① 昭和 27 年 10 月 6 日（月）午後 1 時～3 時

評議会

出席者 中山、山口、高橋泰、井藤、赤松、田中、久保、大平、上原、大塚、石田、小原、
高橋長（以上13名）

欠席者 （加藤、村松）

堀、石川

四 南助教授の北京平和会議出席の件

南助教授の北京入りの件につき去る四日文部省人事課長から電話があり『国が禁止している区域に許可なくして立ち入ったことについて大学はどう考へるか。国家公務員法第八十二条第一号又は第二号に該当する様に思う』とのことであった。南助教授北京入りの件については未だ確認はされていない。事実を確認した上でなければ取り上ぐべきでないと思っていたが、文部省からの照会もあり、考えなければならなくなった。

本人を呼んで事情を聴取必要があると思うので、電報を打って本人を呼び寄せることにする。文部省へは以上の措置をとって慎重に審議する旨答える。尚この問題については外部に洩れないようお願いしたい（中山）

② 昭和 27 年 10 月 20 日（月）（午後 1 時）

評議会

出席者 中山、山口、高橋泰、井藤、赤松、山中、田中武、久保、大平、上原、高橋長
（以上 11 名）

欠席者 （加藤、大塚、石田、小原）

堀、石川

七 人事の件

（一）南助教授の件

本学から本人へ連絡の結果「北京を去る」との返事があった。外務、文部省の意向は相当強いものと考えている。

本学としての措置は本人の帰国をもって調査のうえ慎重に考へたい。

③ 昭和 27 年 11 月 10 日（月）（午後 1 時）

評議会

出席者 中山、山口、高橋泰、井藤、赤松、山中、久保、上原、石田、村松恒、小原、
高橋長（以上 12 名）

欠席者 加藤、田中、大平、大塚）

堀、石川、藻利

二 南助教授の件

前回評議会の決定に基き、全氏宛に招電を打った。それに対し、帰国理由の照会があったので、帰国を要請する理由を航空便で申し送った。

最近香港経由で帰りたいので身分証明をして貰いたい旨の電報があり、外務省へ問合せたところ英国大使館に手続きを取る必要があるので「学校は南助教授の帰国を求めている、従って帰国出来るよう便宜を計られたい」旨の文書を英国大使館に提出した。

④ 評議会から南への質問

- 1 出張期限が切れているにも拘わらずこれを無理して会議に出席したか
- 2 政府の方針として禁じる地域になぜ行ったか

○南の回答

第1の点については出張期限を無視したのではない。平和会議は9月26日に開催の予定であったのが、集りがおくれて会議開催が延び、そのため出張期限が切れた。

第2の点については、自分は7月10日に日本を離れた。その当時、平和会議へ出席するための旅に下附がなかなかむつかしいような話は聞いていたが、北京会議が国禁の場所とは知らなかった。

結局、南氏としては、今回の措置については、評議会の決定にお任せする。自分を審査する委員会にも出席の要があれば出て説明する。

政府当局の反応

- 1、過日の大学長会議の席上で、「海外派遣をもっとたくさんくれ」という要望に答えて、文部省が某大学教授の例をとりあげ、こうがうことをされては、海外派遣も無暗みにやる訳には行かない旨の発言を行った。
- 2、外務省では公用旅券を今後このような海外旅行には出せないようになるという。

学長側の対応

国家公務員法違反の証もあり、この問題を不問に付する訳にはいかない。

そこで若干の委員を選出して調査、研究して貰い、その報告を待って、評議会で決定したい。(中山)

手続きをすれば評議会全員で行うべきだ。専門的なことは他の人に依嘱し調査研究して貰いたい(田中)

結局

- 一、評議会全員で取扱うこと
- 二、特例法第九条の手続きをとる前提になる事実及び法律問題等については大平、

田上両教授に調査、資料の提供などを依頼することを決定

⑤ 1952年12月1日（月）午後1時 評議会

大平、田上と南との対面

前回の評議会の決定に基き、大平、田上の両教授は昨日如水会館で南助教授に面会し、平和会議出席の事情、その他法律関係につき調査するところがあった。

田上教授の報告

この問題を要約すると

- (ハ) 旅券法に違反しているかどうか
- (ニ) 平和会議に於ける言動（細菌戦の問題）が所謂政治的活動となるかどうか
- (ハ) について

南助教授は8月1日、旅券の交付をうけ、6日出発した。旅券には西ドイツ、フランス、イタリー及び必要諸国経由とあるだけで、帰路の指定はない。他の場所へ廻るには行先の変更、追加を必要とする。これは出先機関（領事館）に手続きをとればやって貰える。南助教授はこの手続きをとっていない。この点に関しては南「自分は必要がないと思った。帰り道に寄っただけで別のところへ行った訳ではない。旅券法の細かいところは知らないが、この位のことは差支えないと思った」といっている。

質問者側では、この気持は別に不自然なところはない様に思う。

単なる寄り道ではなく目的地以外へ行ったとすれば、旅券法違反であるが、これは解釈の問題になる。また手続をとらなかったことは違法だが、それに対する罰則規定はない。出入国管理会は日本を出るときのことを規定しているのであり、旅券なしで出た場合の管理規定である。

(ニ) についての田上教授から南助教授への質問

北京に於ける行動が国家公務員として政治的活動となるかどうかの点。

南氏によれば、「北京会議の議長団に選ばれている。しかしこの議長団は相当多数人がなっており、特に重要地位ではない。日本代表資格を与えたのも前から計画的なものでなく、9月29日畑中氏を通じ日本から北京会議に返事があり、その結果資格が与えられた」。

これは政治活動との関係問題はあたらないか。

南の回答「細菌戦については国連軍に不利な資料が出ているのに国連側は沈黙を守り、敢えて反撃しないのは半ばその事実を認めている証拠ではないか思い、朝鮮戦線で細菌戦が行われたと云う書類を信用した」。

「政治活動と平和運動とは異うと思う。平和運動は超党派的なものである。日本側参加者の多くは共産党で、あらゆる層から出ていなかったことは残念であった。自分は中立であるので、会議そのものにも意義があったと思う。平和運動は超党派的、一般的な文化の問題と考えている」と云っている。

田上への評議員からの質問

- (1) 旅券には期限がついているのか（旅券そのものには期限はついていない）
- (2) 北京会議の費用はどこで出しているのか（中共政府が出している）
- (3) 中共に入ること自体がいけないことか（法規上何等規定はない。なおこの点については大平教授の見解を聞いて欲しい

大平との質疑応答

南氏の言によると「旅券に書いてある必要諸国経由で北京に帰りがけに寄った。目的は中国見学と平和会議出席のためである」。ネッササリー・ルートに北京が入るかどうか渡航先の追加変更は領事館がやる。公用の場合は主務省庁の許可書を添えて手続きをやることになっている。南氏はこの手続きを省略した。然しこのことについては罰則はない。又、予め北京へ行くことを予想しながら、旅券には出さなかったとすれば虚偽の意志表示になるが、南氏の言葉から判断すれば、この様なことないと認められるので、二十二条の適用はない。一般旅券については、北京は禁止区域と考えられる北域となっている。南氏の出発は8月6日で北京が禁止区域であることは決定していなかったし、本人も禁止になったことは知らない。公用旅券を持っている以上、旅券法のことも見しておく必要がある。

南氏にはこの点不注意がある。公用旅券には禁止区域等の制限はないが、発行した主旨通り行動することを期待している（外務省）。

旅券法に違反していると考えられれば、国家公務員法にふれるものと考へられる。日本代表になることについては畑中氏とは連絡しているが、学校当局には何等の連絡もない。

なお、旅券の発行については、モスクーのとき（帆足氏）は「生命の保証できないところへは旅券は出せない」と云う理由だったが、これなどは「著しく国家の利益に反する様どころへは、旅券を出さない」と云う様に変へている。(6)

中山学長の判断。

この問題は大変むづかしい。早急に結論を出すことは困難の様にも思はれるが、さりとて余り長びくことは種々の点で不都合が出てくる。そこで(ロ)の問題は一応とりあげないことにして(イ)の問題だけで何等かの結論を出したいが、どうだろうか、なお、このことについては出来れば、毎週評議会を開いて出来るだけ早く措置したい。

(5)

先週水曜日、文部省大学学術局長にいままでの経過を報告した。文部省としてはできるだけ早く決定して貰いたいとの意向であった。(6)

⑥ 1952年12月8日（月）午後1～3時 評議会

先週水曜日、文部省大学学術局長にいままでの経過を報告した。文部省としてはできる

だけ早く決定して貰いたいとの意向であった。(学長)

そして大平教授から旅券法の関係につき説明があった。

南氏の言によると「旅券に書いてある必要諸国経由で北京に帰りがけに寄った。目的は中国見学と平和会議出席のためである」。ネッササリー・ルートに北京が入るかどうか

渡航先の追加変更は領事館がやる。公用の場合は主務省庁の許可書を添えて手続きをやることになっている。南氏はこの手続きを省略した。然しこのことについては罰則はない。又、予め北京へ行くことを予想しながら、旅券には出さなかったとすれば虚偽の意志表示になるが、南氏の言葉から判断すれば、この様なことないと認められるので、二十二条の適用はない。一般旅券については、北京は禁止区域と考えられる北域となっている。南氏の出発は8月6日で北京が禁止区域であることは決定していなかったし、本人も禁止になったことは知らない。公用旅券を持っている以上、旅券法のことも見しておく必要がある。

南氏にはこの点不注意がある。公用旅券には禁止区域等の制限はないが、発行した主旨通り行動することを期待している(外務省)。

旅券法に違反していると考へられれば、国家公務員法にふれるものと考へられる。日本代表になることについては畑中氏とは連絡しているが、学校当局には何等の連絡もない。

なお、旅券の発行については、モスクーのとき(帆足氏)は「生命の保証できないところへは旅券は出せない」と云う理由だったが、これなどは「著しく国家の利益に反する様ところへは、旅券を出さない」と云う様に変へている。

⑦ 1952年12月15日(月)午後2時評議会

南助教授の件

18日午後4時、臨時評議会で審議する。

⑧ 1952年12月23日(月)午後2時評議会

学長の見解

南氏今回の行動

一 国家公務員法第98条

二、人事院規則5～6

に該当する疑がある。政治的活動にはならないと考へる。(中山)

一及び二に該当するという結論が出れば、審査説明書を本人に交付する様に

なるが、この原案は法学部の教授（大平教授を中心として）にお願いして作成して貰い、1月12日の評議会で討議して貰うことにする。

⑨ 1953年1月12日評議会

五、南助教授の件

別紙審査説明書につき説明あり、原案につき若干の修正を行う。本日は三学部長欠席につき、次回(一月十九日)の評議会で了解をうることにする。

別紙 審査説明書

貴官は、昭和二十七年八月四日附を以て、国際心理学会出席及び英・独・仏の大学院制度の調査のため英・独・仏へ出張を命ぜられたが、八月六日東京を出発して欧州を旅行し、その出張の目的を達した後、さらに上司の許可を求めず、かつ旅券法第八條の規定する渡航先の追加の申請手続きをとらずに、中華人民共和国に入国し、十月二日から北京市に開催されたアジア太平洋地域平和会議に出席し、このために出張期限(九月三十日)を過ぎて十一月二十三日に帰任するにいたった。

とくに大学の規律維持の不問に付することの許されないものとする。よって

本評議会は、貴官の以上の行為が人事院規則第十四の七及び国家公務員法第九八條第一項の規定に違反し、国家公務員法第八二條の規定により処置する必要があるとしてこれを審査に附する。

1953年1月12日 一橋大学評議会

南 博 殿

⑩ 昭和28年1月19日(月)午後1時～3時

評議会

出席者 中山、山口、高橋泰、赤松、山中、田中、久保、大平、
上原、石田、村松、都留、小原、高橋長(以上14名)

欠席 加藤、逸雄、大塚)

四 南助教授の件

前回の引続き審査説明書原案につき協議を行った

北京平和会議出席問題をめぐって種々の意見の変換が行われたが、原案の復段を別紙の様に修正することとして審査説明書を学長が携へ、南氏に面会し説明することになった。

(後段)(都留教授提案)

「本評議会は、貴者の以上の行為に於て、上司の許可を求めず、かつ旅券法第十八条第四項に規定する手流をとらず出張期限を超過したことは、国家公務員法第九

十八条第一項の規定に違反し、とくに大学の規律維持のうえからと不問に附することの許されないもの考える。よって国家公務員法第八十二条の規定により処置する必要があるものとしてこれを審査に附する。

⑪ 昭和 28 年 2 月 5 日（月）午後 1 時

評議会 大学院制度委員会合同会議

出席者 中山、山口、古川、井藤、赤松、山中、田中誠、大平、
上原、大塚、石田、村松恒、都留、高橋長、田上、
田中和、藻利、大川、山田勇、山田雄

三 南氏の件

過日評議会で決定をみた。審査理由書を交付して説明した。これに対し南氏は非常にあっさりしている。評議会でよろしく頼むと云うことであった。

審査決定をどうするか

次の機会にやることに決定。

⑫ 昭和 1953 年 2 月 9 日（月）午後一～三時

評議会

出席者 中山、山口、古川、井藤、赤松、山中、田中、久保、大平、
大塚、石田、都留、小原、高橋長、村松（以上十五名）

〈欠席者 加藤、上原〉

一 南助教授の件

経過説明ののち国家公務員法第八二条に規定する処置につき、討議、免職、停職、減給、戒告の四つのうち、免職、停職は考えられないので減給か戒告かを決定することとなり、先ず、減給につき投票の結果

減給を可とするもの 七票

減給を否とするもの 八票

で減給案は否決された。

上原教授ら社会学部の減給不可支持、

都留重人教授の減給支持演説

「本評議会は、貴者の以上の行為に於て、上司の許可を求めず、かつ旅券法十八条第四項に規定する手流をとらず出張期限を超過したことは、国家公務員法第九十八条第一項の規定に違反し、とくに大学の規律維持のうえからと不問に附することの許されないもの考える。よって国家公務員法第八十二条の規定により処置する必要があるものとしてこれを審査に附する。

⑬ 1953 年 2 月 25 日（月）午後 2 時

評議会と大学院制度委員会との合同会議

出席者 中山、山口、井藤、田中、久保、大平、上原、大塚、
石田、都留、高橋長、赤松、田中和、大川、田上、山田勇、
山田雄、藻利

合同会議終了後評議会開催

南助教授の件

去る一月十八日、南氏に面会した。評議会で戒告に附することを決定した旨の知は確かに受取ったとのことであった。この処分に対して、不服なら人事院に提訴する途のあることを話したが、本人としては、評議会のこの処置に服し提訴のことは考へていないということであった。

1953年2月9日評議員の氏名(フルネーム)、役職、所属は以下のとおり(フルネーム)

中山 伊知郎 (学長) 山口茂 (商学部長) 古川 栄一 (商学部) 井藤 半彌 (経済学部長)
赤松 要 (経済学部) 山中 篤太郎 (経済学部) 田中 誠二 (法学部長) 久保 岩太郎 (法学部)
大平 善悟 (法学部) 大塚 金之助 (社会学部) 石田 龍次郎 (社会学部)
都留 重人 (研究所) 小原 敬士 (研究所) 高橋 長太郎 (研究所) 村松 恒一郎 (小平分校主事)

欠席 加藤 由作 (商学部) 上原 専禄 (社会学部長)

(本文中敬称略)

* 本稿の評議会関係資料は一橋大学から提供されたものである。まとめの段階では一橋大学学園史資料室の全面的協力を得たことを記して感謝したい。

* 本稿には山本武利「南博の率いた社会心理研究所の足跡」『Intelligence』24号、2024年と1部重複した箇所がある。

* 写真1, 2, 5は『南博コレクション1, アメリカそして中国』勁草書房、2001年から転載した。

南博の主な著作目録

- 観客のくせ「女性改造」(4月)
世論・宣伝・ジャーナリズム「社会科学講座5 近代社会の構造と危機」(再版)(弘文堂編集部)弘文堂(4月)
The post-war social psychology of the Japanese people. The Annals of the Hitotsubashi Academy, vol.1, no.2, 1961.(4月)
(歴)映画芸術の本質を語る「北川冬彦、関野嘉雄、今村太平」(映画文化)一(5月)
戦後とアメリカ人「世界」六五(5月)「人間の方向」
共産党への恐怖心理「日共非法化をめぐる三つの重要課題」(日本評論)二六、二五(5月)「人間の方向」
アメリカの新聞「思想」三四(6月)「マス・コミュニケーションの問題」アメリカの新聞として「現代のマス・コミュニケーション」(人間の方向)
歌舞伎と観客「調査を中心に」(世界)六六(6月)「歌舞伎について」として「日本人の芸術と文化」
アメリカの大衆娯楽「調査研究の展望」(思想)三三六(8月)
戦後日本における映画コミュニケーションの実態(加藤秀俊・高野悦子)「思想」三三六(8月)
大衆娯楽「研究の方法を中心に」(社会学評論)二二(9月)「人間の方向」
「商業と娯楽」の感想「テアトロ」二二二、二二五(9月)
- 二ヶーション「人間の方向」
マス・コミュニケーションとしての大衆娯楽「放送文化」七二(3月)「人間の方向」(日本人の娯楽)
逆コース危険信号「婦人公論」(4月)
日本における人間関係「労働研究」五・四(4月)「人間の方向」
「聴取者と観客」放送と映画の媒体としての強さについて「マス・コミュニケーション」の研究④「放送文化」(5月)「人間の方向」
天皇制の心理的根拠「思想」(6月)
鳥尾夫人の生活と意見「戦後の代表女性をクローズアップする」(文藝春秋)臨時増刊号(6月)「日本人の心理と生活」
歴史意識「歴史的態度について」(日本歴史講座8 歴史教育)「河出書房」(6月)「社会心理学の性格と世界」(10月)
総裁選に対する意見「批判・希望」(署名)「世界」(10月)
パリ・ロンドンから 藤田悠起子氏への私信「伝統芸術」(10月)
日本婦人はどうしてこない?「婦人民主新聞」(11月28日)
私の見た北京「日曜新聞」(11月28日)
心と社会「人間の心理」毎日ライブラリー(11月)
心とは何か「人間の心理」毎日ライブラリー(11月)
- アメリカ人の見た日本「国民講座1 日本思想」(清水幾太郎編)河出書房(10月)
アメリカの恋愛指南「婦人公論」(10月)
講義に対する意見「批判・希望」(署名)「世界」(10月)
世相診断「十一選だめしの心理」(東京新聞)11月18日
世相診断「十一選だめしの心理」(東京新聞)11月18日
よりよき鑑賞の基礎に「美しい生活のために」新しい芸術鑑賞「共著、理論編集部」理論社
異質行動の誘引「異常心理学」井村部・加藤正明(共著)世界社
ユタナ人間問題「人間の方向」
アメリカ的修業とその矛盾「人間の方向」
娯楽の心理について「人間の方向」
心理主義について「人間の方向」
学問と政治「人間の方向」
- 一九五二(昭和二七)年
伝統芸術発展のために新年をむかえて「伝統芸術」(1月) 送信者の心理「月刊読売」(1月)
幾太郎「例外的なぐれ人」(出版ニュース)(1月)
「書」清水幾太郎著「社会心理学」について「思想」(2月) マス・コミュニケーションの立場から見た広告の機能「新聞・ラジオ」(2月)「現代のマス・コミュニケーション」(2月)
北京だより「日曜新聞」(11月)
蠅も泥棒もない都「北京人間運命の威力と痛感」サンデー毎日(12月7日)
北京で私は何をみたか「平和会議」出席して「週刊朝日」(12月7日)
中国の学生生活「橋新聞」(12月10日)
北京より帰って「学問と建設活動の融合」(東京大学新聞) (12月11日)
新しい字者の仕事「中国の教育制度実態を見て」上「東京新聞」(12月13日)
批判を求めた態度「中国の教育制度実態を見て」下「東京新聞」(12月14日)
平和と民衆のための教育「北京での印象」(国際通信) (12月18日)
平和建設と結ぶ科平「アジア太平洋地帯平和会議」出席して「出版ニュース」(12月20日)
中国における学風の改革「民科での帰国報告」(12月20日) プラクマテイズム「社会思想十講」下「社会思想研究会編」社会思想研究会出版部
マス・コミュニケーション「岩波講座教育2 日本の問題」(久野取はか編)岩波書店
社会人のモラル「倫理講座4 社会と人倫」(創文社編集) 創文社

1952-53年の著作目録

- 人間性の把握「ユナイ研究」アメリカ的思考の批判」(思想の科学研究会編)春秋社
マス・コミュニケーションとその商業放送「商業放送講座」(日本放送連盟編)日本民間放送連盟
Human Relations in the Japanese Society. Revista Mexicana de Sociologia, vol. XXXI, no. 3.
一九五三(昭和二八)年
新中国の子どもの教育「日曜新聞」(1月)
すべての道は北京に通ずる「中国事情」(1月)
平和の仕事は北京の熱意で「平和通信」(1月)
北京「望」(1月)
北京から帰って「世界」(1月)「現代知性全集33」
「対」平和への願いはどこにも「北京会議報告」(鶴見和子)「婦人公論」(1月)
「対」北京の四〇日問「谷内好」(改造) (1月)
山本さんごどうの会「素顔」(1月)
私は新しい人々を見てきた「中ソより帰って」(中央公論) (1月)
私の中国観「東京新聞」(1月9日)
ソヴション族「独立などは威張れぬ話」(東京新聞) (2月19日)
近代生活といけばな「小原流花札」(2月)
- これからの仕事「伝統芸術」(2月)
新中国の教育について「思想」(2月)
北京平和会議に出席して「世界」(2月)
「対」異形面談「明日の石」(週刊読売) (2月22日)
私の注文「電通週報」(3月27日)
「座」歌舞伎は亡びるか「暮問」(5月)
現代病「それは三つに分かれている」(週刊読売) (4月5日)
総選挙と婦人「星新聞」(4月12日)
スターリンの死に際して「思想」(4月)「現代知性全集33」(3月)
スターリンを見た話「キング」(5月)
反抗と虚無のデカダンス「その理論と心理」(思想)三四七(5月)「現代知性全集33」日本人の芸術と文化」
平和の維持に関する意見「悲観・希望」(回答)「世界」(5月)
「座」歌舞伎の進路「尾上九郎右衛門、渡辺美代子」(婦人公論) (6月)
セイルスマンの死「婦人公論」(6月)
マス・コミュニケーション「思想」六六(6月)「古領下のマス・コミュニケーション」(7月)「現代のマス・コミュニケーション」(7月)「社会心理学の性格と課題」
われわれの仕事「社会心理学」(7月)
「座」女性に売春婦か?という課題についての座談会(南
- 部編) 沢村貞子「サンケイグラフ」(7月24日)
「コミュニケーション」の意義と経営における役割「電気通信経営月報」四七(8月)
日本人は戦後どう変わったか「改造」(9月)
流行歌の問題「文学」(11月)「日本人の娯楽」(現代知性全集33)、「若く歌から見た日本人の心理」として「社会心理学の性格と課題」
真実を見ぬく目を「日本人の危機感・恐怖と不安の分析」(早稲田大学新聞) (12月16日)
精神浮浪者を解剖する「ふたの自前傾向」(読売新聞) (12月28日)
五歳で手にした原書「私の読書履歴」(日本読書新聞)「黎明書房」(12月)
中国における学風の改革「歴史研究」(12月)
東から西へ「フランス」連「中共とアメリカ」(委員会パンフレット)一六(12月)
北京で見え居る「演説論」(12月)
アメリカの対日文化政策「日本資本主義講座」戦後日本の政治と経済「統治機構と政治運動」戒能通孝はか編 岩波書店
社会と言葉「言葉の真理」宮城音彦編 河出書房
一九五四(昭和二九)年
- 芸術の伝統と創造について「日本の芸術・その心理と論理」(草月)特集号(1月)「日本人の芸術」として「現代人の眼」(岡本太郎、滝口修造ほか、現代社)一九五六(年)「現代知性全集33」日本人の芸術と文化」
社会心理学の動向「最近の文壇を中心に」(心理学講座10 社会心理(日本応用心理学会編) 中山書店(1月)「日本人の芸術と文化」
不思議な国のトリオ1 日本的「合理主義」(大塚隆)もう一度「改造」(1月)
「日本応用心理学会」中山書店(1月)
アメリカ社会心理学の動き「思想」(2月)
「座」十代の映画論(荒井、小栗、新井、長谷川)「キネマ旬報」(2月)
「座」不思議な国のトリオ2 その舞台裏(中島健蔵、大井 広介)「改造」(2月)
Human relations in the Japanese society. The Annals of Hitotsubashi Academy, vol.1, no.2. (5月)
現代女子学生読本「池田謙、伊藤和子、武田清子と共同執筆」(婦人公論) (5月)
不思議な国のトリオ3 大いなる相思「改造」(5月)
フロイトとアメリカ社会(5月)「現代随想全集17」(書) W. J. H. Sprot, Social Psychology, Methuen (London),

1953年発行の雑誌『社会心理』創刊号



著者	南博 監修/社会心理研究所 編/南博、小山泰江、加藤秀一、俊、森永和彦、柳真沙子、平島肇等 寄稿 仁沢敦
出版社	社会心理研究所
刊行年	1953~1955
冊数	4冊
解説	菊判 2冊裏表紙に数字印、2冊記名 創刊号は謄写版状態並

われわれの仕争

南

一昨年(1952)から、社会心理学の形勢は、大学や研究所、職場の若い人達から好まれました。その目的は、社会心理学が今日の日本で、どんな役割を果すことが出来るかを、いろいろ具体的な問題について、自分たち自身で探ることにした。たとえ既、大衆が、何を求め、どう考え、どのように感じているか、について知るために、大衆調査のさまざまなジャンルにわたって、調査をすすけています。

映画、演劇、放送調査などの、企業体、作中内容、観客、聞き手について、アメリカのマス・コミュニケーション手法を参考に、日本の現状にあてはまる、われわれ自身の方法とテクニックを考へて出しました。

また、昨年から、農村の調査を、農林省の委託で始めました。これに、農村の社会心理学、マス・コミュニケーションの面から、まらかして行こうとしています。

この試み以外にも、従来の社会学的手法で試みられている、農村調査の成果を参照しながら、社会心理学的な考え方を導入して、より行き方を探ります。

研究例の各研究グループでは、めいめいに、テーマを決めて、進出した研究を、お互いのグループが交流しつつ、日本社会の

社会心理

第1号・1953年7月

目次

われわれの仕争 南 博 (1)

代議士の論議 小山泰江 (7)

社会調査講座 第1回 「社会調査の一般的手続」 森永和彦 (9)

5・6月の調査月誌 (17)

放送についての文献解説(その1) 川勝 久 (11)

浪花師はむす (11)

★「新制調査」
 佛橋産神南洋研究所の援助で、昭和24年夏公演の「アイオロの結婚」以来、毎回佛橋産公演の観客動向調査をこなすついでである。最近、6月13・14日に日本青年会館で公演された「ドイツ人」である。

★「農村調査」
 今年の2月7・8日の両日、農林省農務局の援助と、電気化学社Kの協力で、第1回農村調査を行った。千葉県君津郡南村金田村で農業技術普及の手段として、PR活動の方法として、農民の映画に対する反応を分析した。これは、いろいろの農村調査に対する新しい方法を考え出すことが出来た(今年第3月号)去年より規模を上げて実施することになった。場所は、埼玉県。今回は、放送、映画、新聞の三種目についての調査を行う。

★「謄写版寄稿」
 若狭写稿文庫から、毎年4冊当の共同編集の依頼がある。今年は、「映画」「社会心理学」

文化止大

南 博 編
社会心理研究所



勁草書房

1965年 発行